

平成 25 年 4 月 1 日

各位

真法律会計事務所  
弁護士・公認会計士 鈴木 真  
税理士 手塚耕市

### 平成 25 年度税制改正の動向

「相続税改正あなたはどうする？」をお読み頂き、誠にありがとうございます。

一昨年通常国会より、本書が出版された昨秋を経て、今年度の国会に至るまで、相続税・贈与税の改正について審議が続けられておりましたが、平成 25 年 3 月 29 日に「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会で可決され、相続税及び贈与税につき、本書記載の平成 25 年改正項目とほぼ同様の改正内容が記載された「所得税法等の一部を改正する法律」が正式に成立、公布、施行されましたので、ご案内致します。最終的に施行された「所得税法等の一部を改正する法律」の改正内容と、本書記載の改正内容との対応関係は下記の通りです。

<凡例>

記載通り→本書記載通りに改正されたもの

見送り→本書に記載があるが、改正が見送られたもの

新設→本書に記載がないが、改正されたもの

#### 1. 相続税について

##### (1) 相続税の基礎控除（記載通り） ※本書該当頁 16 頁、54 頁

<改正前>

5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数

↓

<改正後>

3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数

##### (2) 相続税の税率構造（記載通り） ※本書該当頁 16 頁、55 頁

改正前	税率	改正後	税率
1,000万円以下の金額	10%	同左	
3,000万円 "	15%		
5,000万円 "	20%		
1億円 "	30%		
3億円 "	40%	2億円以下の金額	40%
-		3億円 "	45%
3億円超の金額	50%	6億円 "	50%
-		6億円超の金額	55%

(3) 生命保険金の非課税限度額（見送り）※本書該当頁16頁、57頁

生命保険金の非課税限度額の改正が審議されていましたが、この改正は見送られました。

(4) 未成年者控除及び障害者控除の増額（記載通り）※本書該当頁16頁、58頁

A：未成年者控除

改正前	改正後
6万円×20歳になるまでの年数	10万円×20歳になるまでの年数

B：障害者控除

	改正前	改正後
一般の障害者	6万円×85歳になるまでの年数	10万円×85歳になるまでの年数
特別障害者	12万円×85歳になるまでの年数	20万円×85歳になるまでの年数

※上記改正は、平成27年1月1日以降の相続又は遺贈に対し、適用される予定です。

(5) 小規模宅地等の特例の見直し（新設）

A：特定居住用宅地の適用対象面積の拡充（平成27年1月1日以降）

現行 240 m<sup>2</sup> → 改正後 330 m<sup>2</sup>

B：特定居住用宅地と特定事業用宅地の併用適用が可能（平成27年1月1日以降）

特定居住用宅地と特定事業用宅地の両方を有している場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能となります。

C：二世帯住宅の特定適用の要件緩和（平成26年1月1日以降）

これまで、内部で行き来ができない構造の二世帯住宅については、一定の場合を除き、適用対象外でしたが、要件が緩和され、上記構造の二世帯住宅についても適用対象となりました。

2. 贈与税について

(1) 暦年贈与にかかる贈与税率（記載通り）※本書該当頁68頁

改正前

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万以下	10%	—
300万以下	15%	10万円
400万以下	20%	25万円
600万以下	30%	65万円
1000万以下	40%	125万円
1000万超	50%	225万円

#### 改正後

直系尊属→20歳以上の者の場合			左記以外の通常の場合		
基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税率	控除額	基礎控除及び配偶者控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円	300万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円	400万円以下	20%	25万円
1,000万円以下	30%	90万円	600万円以下	30%	65万円
1,500万円以下	40%	190万円	1,000万円以下	40%	125万円
3,000万円以下	45%	265万円	1,500万円以下	45%	175万円
4,500万円以下	50%	415万円	3,000万円以下	50%	250万円
4,500万円超	55%	640万円	3,000万円超	55%	400万円

#### (2) 相続時精算課税制度の適用要件緩和（記載通り）※本書該当頁70頁

	改正前	改正後
贈与者の年齢要件	1月1日現在に65歳以上	1月1日現在に <b>60歳以上</b>
適用を受ける人の範囲・年齢要件	1月1日現在に20歳以上の贈与者の子	1月1日現在に20歳以上の <b>贈与者の子・孫</b>

※上記改正は、平成27年1月1日以降の贈与に対し、適用される予定です。

#### (3) 事業承継税制の緩和（新設）

現行の事業承継税制について、適用要件の緩和や手続等の簡素化が行われます。

#### (4) 教育資金の贈与税非課税制度（新設）

子、孫等（30歳未満に限る。）に対し、教育資金のための金銭等を、金融機関等に信託した場合には、1人当たり1,500万円（学校等以外に支払われるものについては、500万円を限度とする。）まで贈与税が非課税となります（平成25年4月1日～平成27年12月31日までの期間限定）。

適用要件については、現状で確認できるものは以下になります。施行にあたり、要件、

手続等が変更される可能性がありますので、ご注意ください。

〈適用要件等一覧〉

- A：教育資金非課税申告書（仮称）を金融機関経由で提出。
- B：払い戻された金銭等が、実際に教育資金に充当されたか、確認書類を金融機関に提出し、金融機関において書類を保存。
- C：贈与を受けた子、孫等が30歳に到達した場合には、この特例を受けた旨を所轄税務署長に対し、贈与を受けた金額、教育資金の利用額等を記載した調書を提出。  
なお、贈与を受けた金額が、教育資金に利用した金額より多い場合の、その残額については、30歳になった時点において、通常の贈与を受けたものとして、贈与税が課税されます。
- D：贈与を受けた子、孫等が死亡した場合に、この特例の適用された金銭等が残っている場合には、贈与税は課税されません。

今回注目すべきは、やはり、「相続税の基礎控除及び税率構造の改正」です。この改正により、これまで相続税と無縁だった多くの方々にとっても、相続税を知り、適切な対策をとる必要性が急速に高まっています。

なお、新設項目の「小規模宅地等の特例の適用要件緩和」、「贈与税の教育資金の非課税制度」については減税につながるため、併せて有効利用を検討するべきものと考えます。

以上